

答 申 書 (案)

令和2年2月6日

射水市長 夏野元志 様

射水市国民健康保険運営協議会
会 長 塚 本 清

射水市国民健康保険税率及び課税限度額について（答申）

令和2年2月6日付け射水市諮問射保第29号で諮問のあった射水市国民健康保険税率及び課税限度額については、審議いたしました結果、附帯意見を添え、下記のとおり答申します。

記

- 1 令和2年度の国民健康保険税率については、現行どおり据え置くこととする。
- 2 基礎課税額の限度額及び介護納付金課税額の限度額については、国の基準どおり改正する。
- 3 附帯意見
現行の保険税率については、できるだけ早期に標準保険料率との乖離を解消し、税収確保による健全かつ安定的な事業運営に努められたい。
ただし、急激な保険税の上昇は被保険者の生活に大きな影響を与えることから、保険税率の見直しについては、保健事業や医療費適正化等の取組により交付される保険者努力支援制度や基金の財源を活用しながら、計画的に進められたい。